いの町普通財産売払入札心得

(趣旨)

第1条 いの町における普通財産売払の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)及びいの町契約規則(平成 16年いの町規則第46号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の 定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 入札に参加できる者(以下「入札参加者」という。)は、一般競争入札において当該一般競争入札参加資格有りとされた者で、かつ、公告に定める期日までに入札保証金を納付した者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札保証金として予定価格の100分の5に相当する額を公告に示す期限 までに納付しなければならない。ただし、落札者以外の入札保証金は、入札保証金還付請求に 基づき直ちに本人に返還する。

(入札の方法)

- 第4条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、契約締結に必要な条件を熟知 のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係 職員に説明を求めることができる。
- (1)一般競争入札(郵送等による入札は認めない。)の方法により行う。
- (2)入札参加を認めた者が1者でもあるときは、入札を行う。
- (3)入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- (4)入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を 離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- (5)入札は、入札者が入札書を所定の入札箱に投函して行う。
- (6)入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- (7)入札時間帯を過ぎても指示に従わず、入札書を投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。
- (8)入札者は、その事由のいかんにかかわらず提出した入札書を書換え、又は撤回することはできない。

- (9)代理人が入札する場合は、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、 入札書を投かんすることはできない。入札書には委任者の住所及び氏名、その下に「代理人」 の表示をして、その住所及び氏名を記入して押印すること。
- (10)入札者は他人の代理を兼ね、また代理人は2以上の者の代理を兼ねることはできない。
- (11)入札書に使用する認印には、拇印は認めない。
- (12)入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- (13)入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- (14)(13)に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正個所又は入札書の余に 押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第6条 次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者 を入札に参加させない措置をとるものとし、その旨直ちに伝える。
- (1)天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2)入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(入札の辞退)

- 第7条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。
- (1)入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)する。
- (2)入札執行中にあっては、(1)の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

(無効の入札)

- 第8条 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができないとされた者の入札、及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1)入札者が不正の利益を得るために談合したと認められたとき。

- (2)同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札。
- (3)入札に際し、不正の行為があったとき。
- (4)入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札(文字の誤脱、汚染、塗抹または 改ざん等)。
- (5)記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている入札。
- (6)入札金額の頭に「¥」マークの記載がない入札。
- (7)入札書の記載金額を訂正した入札。
- (8)入札者の記名押印(代理人による入札の場合は、入札者の記名及び代理人の記名押印) のない入札。
- (9)指定した方法以外による入札。
- (10)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反している入札。

(失格の入札)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。
 - (1)予定価格を事前公表した入札において、予定価格を下回る金額を記載した入札。

(落札者の決定方法及び取消)

- 第10条 町が定めた予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。ただし、同価格の入 札者が2人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定する。
- 2 落札者がその権利を放棄したとき、土地売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札を取り消すものとする。
- 3 前項に定める場合は、予定価格以上の次点者が落札者となることができる。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、町有財産売払決定通知書を受けた日から公告に示す期限までに、交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第12条 落札者は、売買代金の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を契約締結の日までに納付しなければならない。その際、既納の入札保証金を充当することができる。

(契約の確定)

第13条 いの町議会の議決が必要な契約においては落札者等といったん附帯条件付の仮契約 を締結し、いの町議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例(平成16年いの町 条例第52号。)の規定により、いの町議会の議決を経た後に町長が落札者等に効力発生通知 を行うことにより、本契約として確定する。

(代金の納付期限)

第14条 落札者は、契約書に定める期限までに売買代金を支払わなければならない。

(所有権の移転)

第15条 所有権移転登記は、売買代金完納後に町が行うが、登録免許税その他契約に係る経費は落札者の負担とする。

ただし、落札者が期日までに売買代金を完納しない等、契約条項を履行しないときは、契約を解除する。契約を解除されたとき、落札者は売買代金の100分の10に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 落札者は、所有権移転登記前に、当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。